

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都八王子市館町468番地の2

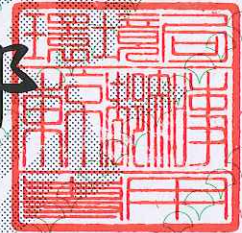
氏名 株式会社完山金属
代表取締役 完山 一範



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

石原慎太郎



許可の年月日 平成22年12月22日

許可の有効期限 平成29年12月21日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を含む）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む） （以上15種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・
陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む） （以上8種類）

2. 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおりに）

住所：東京都八王子市大船町870番地

3. 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4. 許可の更新・変更の状況

平成 7年12月22日	新規許可	
平成18年12月25日	変更許可	種類の追加（廃酸他3種類）、業の拡大（積替え保管を含む）
平成22年12月22日	更新許可	第3回

5. 積替え許可の有無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

（裏面あり）



産廃エキスパート

認定番号：2-11-B0062



2. 積替え保管施設

住所：東京都八王子市大船町870番地

積替え保管面積：633㎡

最大保管高さ：2.1m

産業廃棄物の種類	保管量		
廃油	ドラム缶	0.2m ³ 9本	1.8m ³
廃プラスチック類	コンテナ	8.0m ³ 4基	32.0m ³
紙くず	コンテナ	8.0m ³ 1基	8.0m ³
木くず	コンテナ	8.0m ³ 1基	8.0m ³
廃プラスチック類、木くず、繊維くず (いずれも廃置に限る)	パレットに積載		2.0m ³
金属くず	コンテナ	8.0m ³ 4基	32.0m ³
がれき類	コンテナ	8.0m ³ 1基	8.0m ³
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	コンテナ	8.0m ³ 1基	8.0m ³
廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 (いずれも石綿含有産業廃棄物)	コンテナ	8.0m ³ 1基	8.0m ³
合計			107.8m ³

(以下余白)